

船舶の変更登録申請

船舶法第 6 条の 2、第 10 条、第 11 条

(総トン数 20 トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士、若しくは船舶登記上の船舶管理人）

【提出時期】

変更の事実が生じた日から 2 週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第 3 号〕

【添付書類】

所有者の変更(名義人、住所など)の場合	法務局が発行する船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）又は登記済証
船籍港の変更で所有者の住所地を船籍港としない場合	所有者の住所地に船籍港を置かない理由を記載した書面（置籍願など）
総トン数の変更の場合	総トン数の変更の結果がわかる書面（通知様式第 2 号）

- ◆ 船舶登記簿の表題部(船名、船籍港、総トン数等)に変更が生じる場合
 - ・ 法務局へ嘱託する際の登録免許税 1, 0 0 0 円（収入印紙）
 - ・ 返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本(登記済証)を希望する場合に限る）
- ◆ 船舶国籍証書（原本）
 - ※ 運航中の場合は新しい船舶国籍証書の交付後、遅滞なく、旧証書を最寄りの管海官庁に返還してください。
 - ※ 船舶国籍証書を電子で交付を受けている場合は、船舶国籍証書の写し。
- ◆ 証書等の受領に関する情報（添付様式第 4 号）
- ◆ 委任状（代理人による申請の場合）
- ◆ 法務局が発行する船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）又は登記済証（船舶管理人による申請の場合）

【手数料】

- ◆ 登録手数料（変更） 6, 7 0 0 円（管海官庁(運輸局等)の管轄区域外に船籍港を変更する場合は 1 3, 5 0 0 円）（船舶法施行細則第 48 条）
 - ・ 所定の様式〔手数料様式第 1 号〕に収入印紙を貼付
 - ◆ 船舶国籍証書の書換手数料 4, 5 0 0 円（英語併記の場合は 7, 5 0 0 円）（船舶法施行細則第 51 条）
 - ・ 所定の様式〔手数料様式第 2 号〕に収入印紙を貼付
- ※ 変更登録と証書の書換は、同時に申請する必要があります（船舶法施行細則第 31 条）

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）